

新旧対照表

○神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(特定大規模事業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)に係る前年度(一の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前の年度をいう。以下同じ。)において使用した燃料(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第46号)による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「旧法」という。)第2条第2項に規定する燃料をいう。)の量並びに前年度において他人から供給された熱(旧法第2条第1項に規定する熱をいう。)及び電気(旧法第2条第1項に規定する電気をいう。)の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)の合計量が1,500キロリットル以上である事業者(次号に該当する事業者を除く。)</p> <p>(2) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギー(旧法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。次条第3項において同じ。)の使用の条件に関する事項であって</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(特定大規模事業者)</p> <p>第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者(以下「特定大規模事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 県内に設置している全ての工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)に係る前年度(一の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前の年度をいう。以下同じ。)において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ知事が別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)の合計量が1,500キロリットル以上である事業者(次号に該当する事業者を除く。)</p> <p>(2) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。</p>

新	旧
<p>知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この号及び次条第12項において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(事業活動温暖化対策計画書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定大規模事業者が県内にエネルギー管理指定工場等（<u>第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等をいう。次項第8号アにおいて同じ。）及び第二種エネルギー管理指定工場等（同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。同号アにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）を設置している場合</u>にあつては、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、最終年度における目標とする排出量及び目標削減率並びに排出量の削減の目標の設定に関する説明を記載するものとする。この場合において、当該特定大規模事業者が原単位使用特定大規模事業者であるときは、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る第4項第1号及び第3号に掲げる事項、基準年度における排出量原単位並びに最終年度における目標とする排出量原単位及び目標削減</p>	<p><u>以下同じ。</u>）の使用の条件に関する事項であつて知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この号及び次条第11項において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場等及び当該加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(事業活動温暖化対策計画書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定大規模事業者が県内にエネルギー管理指定工場等（<u>第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第10条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等をいう。次項第8号アにおいて同じ。）及び第二種エネルギー管理指定工場等（同法第13条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等をいう。同号アにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）を設置している場合</u>にあつては、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、最終年度における目標とする排出量及び目標削減率並びに排出量の削減の目標の設定に関する説明を記載するものとする。この場合において、当該特定大規模事業者が原単位使用特定大規模事業者であるときは、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る第4項第1号及び第3号に掲げる事項、基準年度における排出量原単位並びに最終年度における目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。</p>

新	旧
減率に相当する率を併せて記載するものとする。 7～17 (略) 第4条～第39条 (略)	7～17 (略) 第4条～第39条 (略)